

第2回情報公開委員会議事概要

平成18年8月11日
独立行政法人 日本原子力研究開発機構

1. 日時 平成18年7月26日(水) 15:00~15:45
2. 場所 飯野ビル3階308号室
(東京都千代田区内幸町2-1-1)
3. 出席者 委員長 碧海 西葵 消費生活アドバイザー
委員長代理 棟居 快行 北海道大学大学院法学研究科 教授
委員 浅田 正彦 京都大学大学院法学研究科 教授
委員 市村 元 テレビユー福島 常務取締役
委員 鈴木 秀美 大阪大学大学院高等司法研究科 教授
4. 議題 (1)平成17年度下期の情報公開法施行状況について
(2)検討部会の開催状況について
(3)その他
5. 配布資料
情公2-1 平成17年度下期の情報公開法施行状況について
情公2-2 検討部会の開催状況について
6. 議事要旨
(1)平成17年度下期の情報公開法施行状況について
機構から、配布資料 情公2-1を用いて説明した。質疑内容の概要は以下のとおり。
(委員) 開示決定期限の延長及び延長日数は、どの時点で通知するのか。また、法令で定められている最長日数30日間を全て延長しても良いか。又は、正当な理由に相応する延長日数を適切に計算しなければならないのか。
(機構) 法令では、開示請求を受け付けてから30日以内に開示決定をするとの規定があり、期限を延長する場合は、その期限内に延長に係る日数とともに理由を通知することになっている。なお、延長日数については、事案処理の対応状況を踏まえて決めており、開示対象文書が大量又は意見照会の件数が多いなど、延長を行うこととなった理由を踏まえて、妥当な範囲で延長日数を決めている。
(2)検討部会の開催状況について
機構から、配付資料 情公2-2を用いて説明した。委員から以下の意見があった。
(委員) 従来、氏名、住所等の個人識別情報に関連する案件の取扱

いについては、開示・不開示の基本的な方針がほぼ形成され、迅速な対応が図られてきている。但し、職員の内線番号については、事務・事業情報の観点からの議論を加え、また、職員の自署については、国の審査会における検討状況を踏まえてもう少し慎重な取扱いが必要であるなど議論してきた。これらは単に個別案件の議論にとどまらず、情報公開について出来るだけ前向きに捉えていく上で有意義なものであった。

(3) その他

委員から、情報公開制度の運用について、以下の意見があった。

(委員) 情報開示が的確に実施されているか否かは、その範囲・内容だけでなく、今後は開示決定のスピード化も重視し、30日の決定期限内であっても、できるだけ短期間で決定し、また、安易な延長は行わないよう期待する。なお、補正日数が少し長いようにも受けられるため、受付窓口において、できる限り対象文書が特定できるように努力し、又は予めデータベース化されたもので開示請求に対応した文書を速やかに検索できるようにするなど、補正に要する日数を減らすことが肝要である。

(委員) 補正日数を減らすことは重要であるが、補正を行うことによって丁寧な対応を行っているということを開示請求者に理解頂くことも必要である。

(機構) 補正については、むやみに日数を掛けることのないよう留意するとともに、開示請求者に対しては、検討状況について情報提供を行うなど誠実な対応を心掛けている。

以上